

酒類製造業界における社会的要請への対応の概要

日本酒造組合中央会

日本蒸留酒酒造組合

ビール酒造組合

日本洋酒酒造組合

酒類製造業界における社会的要請への対応の概要

(酒類販売業等に関する懇談会ヒアリング資料)

1. 「酒類の広告・宣伝に関する自主基準」の策定

「飲酒に関する連絡協議会」で策定し、適時に見直している（最終は平成 12 年 12 月）。

【未成年者飲酒禁止の注意表示、リサイクルの啓発及びアルコール問題への配慮】

- 適用媒体の範囲（新聞、雑誌、ポスター、テレビ、インターネット）
- 注意表示の文言と文字の大きさ
- テレビ広告の制限（広告時間の長さ、番組内容、時間帯）

2. 未成年者飲酒対策への取り組み

- ・ 酒類容器に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示（国税庁告示）。
- ・ 上記の自主基準のなかで、未成年者を対象とした雑誌・テレビ番組への広告を自粛するとともに、未成年者を広告のメインモデルにしないこと等を規定。
- ・ イッキ飲み防止連絡協議会への資金提供。
- ・ 「未成年者飲酒防止強調月間」（関係省庁連絡協議会）への協賛。
- ・ 低アルリキジュール類等への酒マークの表示。

3. (社) アルコール健康医学協会を通じた健康問題への取り組み

- ・ 昭和 55 年に厚生省所管の社団法人として設立された。平成 6 年に大蔵省との共管となった時点で酒類業界からの賛助会費を増額し、公益事業関係収入の 9 割を占めている（現在、厚生労働省からの補助金ゼロ）。さらに、酒類業界から企画委員を派遣して各種事業の企画・立案に協力している。
- ・ 国民の健康の保持とアルコール飲料による疾病の予防、さらに、それらと調和した酒類産業の健全な発展に寄与することを目的としている。

- 適正飲酒のポスター、パンフレット、ビデオの作成、配布
- 機関紙「お酒と健康」、情報誌「NEWS&REPORTS」の発行、配布
- 小中高向け未成年者飲酒防止教材の作成、配布
- 講演会を通じた啓発活動と医学関係学会への助成

4. 妊産婦飲酒に関する注意表示の実施

- ・ 社会的関心の高まりに配慮し、本年春から各組合でそれぞれ検討。
- ・ 各社の自主的な判断により、準備が整い次第、表示する。

(表示内容)

「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります」

「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に影響するおそれがありますので、気をつけましょう」

5. リサイクルへの取組み

- ・ 酒類容器のリサイクル問題を業界共通の課題としてとらえ、平成 10 年 9 月に「酒類容器等に関する協議会」を立ち上げ、地道な活動を続けている。
- ・ リターナブルびんとワンウェイびんの取り扱い (平成 11 年 4 月)。
- ・ その他紙製容器包装・その他プラスチック製容器包装識別表示の運用マニュアルの策定 (平成 13 年 1 月)。
- ・ 段ボールの識別表示マークの実施 (平成 13 年 8 月)。
- ・ ガラス製容器のプラスチック製キャップの識別表示に関するマニュアル改正 (平成 15 年 2 月)。
- ・ 容器包装リサイクル法改正に向けての意見交換会 (平成 16 年 1 月)。

6. 公正取引の確保

《 指針、酒類ガイドライン、自社基準 》による公正な取引環境の整備。

指針 = 「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」

平成 10 年 4 月国税庁

酒類ガイドライン = 「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」

平成 12 年 11 月公正取引委員会

自社基準 = 指針と酒類ガイドラインの趣旨を踏まえた、リベート等の支出等に関する各社の自社基準

自社基準の取引先への提示及びその遵守体制の構築、公正取引遵守宣言及びその自己点検評価に取り組み、酒類の公正な取引環境の整備と実現を目指している。

平成16年6月22日

アルコール関連問題に関する対応

ビール酒造組合

1. 共同広告の実施

ビール酒造組合では、昭和43年以来毎年、新聞紙面を中心に組合員各社共同で広告展開をしております。特に平成元年からは新聞や週刊誌に「適正飲酒」「未成年者飲酒防止」「イッキ飲み防止」をテーマに出稿し、また女性誌には「妊産婦飲酒への注意」をテーマに出稿して、平成13年に日本雑誌広告賞の金賞を受賞いたしました。

2. 未成年者飲酒防止ポスター・スローガン募集キャンペーン

当組合では、中学生や高校生自身で未成年者飲酒の問題を考えていただくきっかけにしようと、平成14年よりポスター・スローガンを募集するキャンペーンを実施しております。第1回の応募数は3,176点、第2回は6,525点と2倍以上の応募をいただきました。また、昨年には学校全体として未成年者飲酒の問題に熱心に取り組んでいる学校を表彰する学校賞を新設いたしました。本年も実施いたします。

なお、このキャンペーンには国税庁、文部科学省、厚生労働省、警察庁、内閣府、総務省等各省庁団体からご後援をいただいております。

3. 組合員各社のアルコール問題啓発教材

組合員各社では、企業や学校でアルコール問題を真剣に考え、適正飲酒の習慣を身に付けていただくよう、啓発本、ビデオテープ、DVDなど各種の啓発教材を作成しており、これまでに多数を学校等に配布しております。

酒類の広告・宣伝に関する自主基準

〔平成12年12月18日〕
〔飲酒に関する連絡協議会〕

I 未成年者の飲酒禁止等に関する事項

1. 適用媒体

新聞、雑誌、ポスター、テレビ、インターネット、消費者向けチラシ（パンフレット類を含む）とする。

2. 注意表示の大きさ等

- (1) 新聞については、全5段以上は14ポイント以上、半3段以上全5段未満は、10.5ポイント以上とする。
- (2) 雑誌については、B5以上は14ポイント以上、B5 1/2以上B5未満は、10.5ポイント以上とする。
- (3) ポスターについては、B3以上は20ポイント以上、B3未満は14ポイント以上とする。ただし、駅ばり等の大型ポスターの場合においては、当該ポスターの大きさを考慮したものとする。
- (4) テレビについては、以下のとおりとする。
 - 1) 注意表示の露出秒数は、次のとおりとする。

① 15秒以下の広告	1.5秒以上
② 15秒超30秒以下の広告	1.75秒以上
③ 30秒超の広告	2.0秒以上
 - 2) 未成年者飲酒禁止の注意表示の「1行」の長さは画面の半分以上とし、かつ、文字は正体（正方形）とする。
- (5) インターネットについては、表示可能スペースを考慮し、明瞭に判読できる大きさで表示する。
- (6) チラシについては、B5以上は14ポイント以上、B5 1/2以上B5未満は、10.5ポイント以上とする。

3. 注意表示の字体・文言等

- (1) 字体については、明瞭に判読できる字体とする。
- (2) 文言については、以下のとおりとする。
 - 1) 未成年者の飲酒禁止については、例えば「未成年者の飲酒は法律で禁じられています」、「飲酒は20歳を過ぎてから」、「お酒は二十歳になってから」などに準ずることとする。
 - 2) 空き缶のリサイクルについては、例えば、「空き缶はリサイクル」とする。
- (3) 注意表示は、色等に配慮し、見やすい場所に明瞭に表示する。
- (4) テレビについては、更に以下の点に特に注意する。
 - 1) 未成年者飲酒禁止の注意表示については、原則として広告の最後に実施することとし、広告の途中で実施する場合には、明瞭に判読できるよう十分配慮する。（例えば、白抜き等）
 - 2) 未成年者飲酒禁止の注意表示と空き缶のリサイクル等の注意表示を「一行」の中で同時に行わない。
 - 3) 「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」等の長い文言の使用は避ける等配慮する。

4. その他の留意事項

- (1) 未成年者を対象としたテレビ番組には広告を行わない。
- (2) 未成年者を対象としたテレビ番組の直前直後にはスポット広告は極力行わないよう努める。
- (3) 未成年者向けの新聞、雑誌には広告を行わない。
- (4) 未成年者は広告のメインのモデルには使用しない。
- (5) 未成年者向け媒体や未成年者向け商品のために作られたキャラクターは、広告に使用しない。
(注)なお、(1)及び(2)については、ラジオ番組にも適用する。

II アルコール問題に関する事項

1. アルコール問題への配慮から広告に当たっては、次のような表現を行わないこととする。

- (1) 過度な飲酒を勧めるような表現
- (2) 社会的良識に反する飲酒の表現

2. アルコール問題への配慮からテレビ広告は原則として次の時間帯は行なわないこととする。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ○土曜日、日曜日、祝祭日、国民の休日、振替休日、 | 1月2～3日 |
| | 5時00分から12時00分まで |
| ○月曜日～金曜日 | 5時00分から18時00分まで |

III 実施時期

速やかに実施する。

低アルコール度リキュール類等の酒マークの表示等に関する自主基準

平成12年5月19日制定

平成14年4月23日改正

日本洋酒酒造組合

(目的)

第1条 この自主基準（以下「基準」という。）は、低アルコール度リキュール類等の容器又は包装に付する酒マークの表示方法等を定めることにより、一般消費者における低アルコール度リキュール類等と清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準で「低アルコール度リキュール類等」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第11号に規定するリキュール類並びに第4条第1項に規定するスピリッツ及び甘味果実酒のうち、アルコール分9度未満のものをいう。

2 この基準で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち低アルコール度リキュール類等を製造して販売する者をいう。

(酒マーク)

第3条 事業者は、低アルコール度リキュール類等の容器又は包装に、酒マークを表示するものとする。

(酒マークの表示方法)

第4条 第3条に定める酒マークの表示は、次により行うものとする。

(1) 酒マークの図形等

- i 酒マークは、円形（円又は楕円をいう。）の中に「お酒」という文字を記す方式とする。
- ii 字体はゴシックとする。
- iii 「お酒」という文字は横書きとする。
- iv 「酒」の文字には「さけ」というふりがなを付する。
- v 円形の中の文字以外の部分の色は、ラベル等の地色とは対照色にする等、酒マークが鮮明になるようにする。
- vi 文字の白抜き及び色刷りは自由とする。
- vii 円形の中及び円形の周囲には模様を付さないこととする。

(2) 酒マークの「お酒」の文字の大きさ

酒マークの「お酒」の文字の大きさは、容器の容量により次のとおりとする。

350ml未満	20ポイント活字以上
350ml以上	24ポイント活字以上

(3) 表示場所

酒マークは、原則として、主たる標示面の下部に表示するものとする。この場合、主たる標示面が二つ以上のときは、各々の標示面に表示するものとする。

(一般的な表示上の注意事項)

第5条 事業者は、低アルコール度リキュール類等の容器又は包装の表示に際しては、清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料と誤認されないように、色彩、絵柄等に配慮することとする。

附 則

1 この基準は、平成12年6月1日から施行する。

ただし、第3条に定める酒マークの表示については、既存の容器、ラベル等の在庫量及び準備の都合等から、施行日後に表示を開始することができるものとし、その場合でもできるだけ早期に実施する。

2 この基準で定める酒マークについては、この基準により酒マークを表示することとした酒類以外の酒類においても使用することを妨げないものとする。

附 則

この基準は、平成14年5月1日から施行する。

ただし、第4条に定める改正後の文字の大きさによる酒マークの表示については、既存の容器、ラベル等の在庫量及び準備の都合等から、施行日後に表示を開始することができるものとし、その場合でもできるだけ早期に実施することとする。

〔参 考〕

酒マークのイメージ図（一例）

○ 350ml以上（24ポイント活字以上）

(1) 円形



(2) 楕円形

